

相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額である

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和1年8月27日

【事件番号】 平成30年（受）第1583号

【事件名】 遺産分割後の価額支払請求事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 民法910条

【掲載誌】 裁時1730号3頁、判タ1465号49頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25570429

事実の概要

本件は、死後認知によって被相続人Aの相続人となったXが、Aの嫡出の子であるYに対して、既に遺産分割を了えていたAの遺産について、民法910条に基づく価額の支払いを求める事件である。相続の対象となる財産のうち民法910条に基づく支払請求の対象となる価額の算定の基礎となる財産額は、積極財産の価額から消極財産の価額を控除したものなのか、それとも積極財産の価額に限られるのかが上告審で争われた。

Aは、平成20年2月3日に死亡した。XはBとAの間の子であり、Aの死後、死後認知を求める訴えを東京家庭裁判所に提起し、平成24年12月14日、Xが亡Aの子であることを認知する旨の判決が確定した。

YはAの嫡出の子であり、Xへの認知が確定する前のAの相続人はYおよびAの妻であるCであった。YとCは、Aの遺産について、平成20年3月31日に遺産分割協議を成立させているが、Xはこの遺産分割協議の成立に関与していない。相続の対象となる財産のうち積極財産の総額は9,941万7,498円である。なお、Cは、平成27年12月12日に死亡し、その相続人は、YおよびYの妻でありCの養子であるDの2人である。

第一審（東京地判平29・9・28判タ1451号206頁）では、①嫡出でない子であるXの法定相続分の

大きさ、②Yが特別受益を得ているかどうかおよびその額、③Xに支払われるべき価額の算定において消極財産の価額を積極財産の価額から控除すべきかどうか、④控除すると解した場合の消極財産の価額、⑤Xの請求の一部が権利濫用にあたるかどうか争点となった（②と⑤については紹介を省略する）。

まず、①に関しては、裁判所は、最大決平25・9・4（民集67巻6号1320頁）の準則に依拠して、「民法900条4号ただし書のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた本件規定は、平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたものというべきであるところ、既に関係者間において裁判、合意等により確定的なものになったといえる法律関係が存在する場合にこれを覆すことは相当でないが、関係者間の法律関係がそのような段階に至っていない場合であれば、本件規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当である」と判示し、本事案においては関係者間における裁判、合意等によって確定的になった関係は存在しないとして、Xの法定相続分は、Yと同じく4分の1であるとした。

つぎに、③に関しては、裁判所は、「民法910条は、その文言上、『相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合』における当該遺産分割の対象となる財産についての価額支払請求について定めたものと解

されるから、その価額の算定に当たって考慮される財産は、遺産分割の対象となる積極財産に限られると解するのが相当である」と判示し、消極相続財産の価額は民法910条による価額支払請求における価額の算定には関係ないとした（この結果、④に関する判断は示されていない）。

この③の点に関しては、Yは2つの論拠を挙げて消極相続財産の価額の控除を主張している。すなわち、1つめは、Aについての遺産分割協議においては、AがDに対して負っていた借入金債務をCが相続することを前提としてAの預貯金の大部分をCに相続させることとしたという事情があり、Xの価額賠償請求において消極相続財産を考慮しないことにすると、本件遺産分割の協議の前提が没却されるということであり、2つめは、Xの価額賠償請求においてAの消極財産を考慮しないとすると、法定相続分を超えて相続債務を弁済した者が改めてXに対する不当利得返還請求をすることになり、紛争の一回的解決という観点からも問題であるということである。

これに対して裁判所は、1つめについては、概略次のように判示してYの主張を退けている。すなわち、まず、最二小判平28・2・26（民集70巻2号195頁）に依拠して、「民法910条の規定は、相続の開始後に認知された者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには、当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって、他の共同相続人と認知された者に価額の支払いを認めることによって、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものである」とし、単純に問題の遺産分割等によって形成された権利関係ないし法的安定性のみをその趣旨とするのではないと判示する。そのうえで、本件においてYが主張する控除を認めることは、Xにはその存否や額を争う機会のない消極財産の価額によって支払請求額が決まることになり、そのことはXの利益を不当に害し、「他の共同相続人と認知された者との利害の調整」という民法910条の趣旨に照らして相当でない旨判示している。

また、2つめについては、裁判所は、Yが法定相続分を超えて消極相続財産を弁済したのであれば、民法910条に基づく価額の支払請求において、

Yが既になした消極相続財産の弁済に基づく不当利得返還請求権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することにより、一回的に紛争を解決することが可能である旨を判示して、Yの主張を退けている。

以上の結果、第一審裁判所は、Xに対して、Aの積極相続財産額9,941万7,498円の4分の1の額である2,485万4,374円の支払いを命じた。

これに対してXとYが控訴した。原審は基本的には第一審の判断を維持した。それに対してYが上告した。

判決の要旨

上告棄却。

「民法910条の規定は、相続の開始後に認知された者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには、当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものである（最高裁平成26年（受）第1312号、第1313号同28年2月26日第二小法廷判決・民集70巻2号195頁）。そうすると、同条に基づき支払われるべき価額は、当該分割等の対象とされた遺産の価額を基礎として算定するのが、当事者間の衡平の観点から相当である。そして、遺産の分割は、遺産のうち積極財産のみを対象とするものであって、消極財産である相続債務は、認知された者を含む各共同相続人に当然に承継され、遺産の分割の対象とならないものである。」「以上によれば、相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額であると解するのが相当である。このことは、相続債務が他の共同相続人によって弁済された場合や、他の共同相続人間において相続債務の負担に関する合意がされた場合であっても、異なるものではない。」

判例の解説

一 本判決の意義

民法 910 条は、昭和 22 年改正によって新設された条文である。本判決は、民法 910 条による価額の支払請求権に関して、その算定の基礎となる価額は、遺産「分割等の対象とされた遺産の価額」であることを宣言したものであって、最高裁として初めての判断である。従来の下級審裁判例審判例および学説において見解が分かれていた点について判断を示した点で重要な意義を有する。

二 従来の下級審裁判例審判例

下級審の裁判例審判例は、民法 910 条の支払請求額算定の基礎となる価額について、積極相続財産の価額から消極相続財産の価額を控除した額とする説（以下、控除説という）と積極相続財産の価額とする説（以下、非控除説）に分かれていた¹⁾。

控除説に立つ審判例としては、神戸家審昭 53・4・28（家月 31 巻 11 号 100 頁）がある。同審判は、「相続開始後認知によつて相続人となつた者が請求し得る価額は、遺産の総価額から相続債務を清算した純積極財産価額に対する相続分の割合額と解するのが相当である」としている。もっとも、同審判はそう解するのが相当であることの実質的根拠にはなんら言及していない。また、同審判において問題になった「相続債務」の中身は、そのほとんどが相続税である（相続税の納税総額が 3 億 5,709 万 9,500 円、固定資産税県市民税の未払分が 380 万 1,150 円、未払債務が 62 万 3,443 円、葬儀費用が 242 万 2,065 円）。

これに対して、非控除説に立つ裁判例としては、福岡高判昭 54・12・3（高民集 32 巻 3 号 250 頁）と東京地判平 25・10・28（金判 1432 号 33 頁。最二小判平 28・2・26 民集 70 巻 2 号 195 頁の第一審判決）がある。

まず、福岡高裁昭和 54 年判決は、「遺産分割の対象となるものは被相続人の有していた積極財産だけであり、被相続人の負担していた消極財産である金銭債務は、相続開始と同時に共同相続人にその相続分に応じて当然分割承継されるので、遺産分割後の価額請求においては、被相続人の有していた積極財産だけを算定の基礎とすべきであ

つて、被相続人の負担していた金銭債務を右積極財産の算定額から控除すべきものではないと解するのが相当である」と判示している。この判示は、非控除説を採る根拠として相続開始時に被相続人に属していた債務という意味での相続債務が相続開始によって当然分割となることを挙げている点で、本件最高裁判決における判示と共通の側面を有する。

つぎに、東京地判平成 25 年判決は、「遺産分割の対象となるものは、被相続人の有していた積極財産だけであるから、遺産分割後の価額支払請求においても、被相続人の有していた積極財産だけを価額の算定の基礎とすべきであつて、被相続人の負担していた金銭債務を上記積極財産から控除すべきではないと解するのが相当である」と判示し、その積極的理由として、「相続開始後の認知によって相続人になった者も、法律上、相続開始の時点において既に相続人であったものとして取り扱われ、相続の開始によって、当然に被相続人の負担していた消極財産である金銭債務は、共同相続人にその相続分に応じて分割承継される」ということを挙げ、ついで控除説を採らない理由として、3 点、すなわち、「〈1〉相続債務の分割承継を認めるとした場合であつても、常に遺産分割のやり直しが必要といえるような状況が生じるものとは限らないし、〈2〉法定相続割合を超えて弁済した者が相手方とされている場合には、価額支払請求に対して、弁済に基づく不当利得返還請求権を自働債権として相殺をすることにより簡便な清算が可能であるし、〈3〉本件のように法定相続割合を超えて弁済した者が相手方となっていない場合においても、上記弁済者等が、被認知者が負担すべき債務の部分について、被認知者に対する不当利得返還請求権を行使することにより事後的な調整は十分に可能である」ことを挙げている。この判示は第 3 点を除いて本件第一審における判示と共通の側面を有する。

三 学説

学説は、昭和 22 年の本条新設に比較的近い時期には控除説が有力だったようであり、川井健は新版注釈民法 (27) 補訂版において控除説が多数説であると評価している²⁾。控除説を採る学説の基礎にある考え方は、「被認知者は、普通の相続

人のように『その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する』（899）わけではなく、相続債務は直接には負担せず、それを差し引いた遺産の純価値額に対して価値的持分を持つことになる。」というものである³⁾。

これに対して、比較的最近の学説にあっては非控除説が有力である。副田隆重は新注釈民法(19)において、「相続債務は遺産分割の対象とはならず相続分に従い当然に分割帰属する遺産分割との整合性から、後説（筆者注：非控除説）の支持が多数といえよう」とする⁴⁾。

四 検討

評者も判例の立場、すなわち非控除説を支持する。なるほど、控除説は910条による請求後に共同相続人間の遺産にかかわる問題を残さないという点で合理的ではある。

しかし、まず、控除説は、910条の前提、すなわち、認知の効力は出生時にさかのぼり（784条）、死後認知された者は相続開始の時点で共同相続人であったという法的評価との整合性を欠くように思われる。限定承認があれば格別、そうでないかぎり相続人である者が相続債務の承継を免れる理由は見出しがたいからである。

また、現時点においても、判例にしたがうかぎり、共同相続人間で相続時に当然分割となる積極財産はなお存在するというを念頭におくと、積極財産のうちで遺産分割の対象となるもののみの価額から相続債務額を控除するという控除説の構成は、相続財産の清算という観点から考えても必ずしも合理的とはいえないように思われる⁵⁾。この点で、910条による「遺産の分割」に代わる請求にあっては、すべての遺産が相続させる旨の遺言によって既存の共同相続人に割り付けられている場合に死後認知によって相続人となった者が遺留分侵害額請求権を行使するときとは事情が異なるというほかない⁶⁾。遺留分侵害額請求の場合には、相続の対象となるすべての積極財産を含んだ財産の価額から相続債務額を控除することになるからである。

なお、本件において、協議分割において相続債務の負担も含めた形で分割協議がなされた場合には、非控除説は、協議の前提を没却せしめるという主張がなされている。もっともな面がないわけ

ではないが、そのことは、非控除説ではなく控除説を支持する論拠にはなりにくいように思われる。もともと死後認知によって共同相続人が増えるということ自体が協議分割の前提を大きく覆す事柄であるというべきなのであり、控除説による方が非控除説によるよりも協議の前提を没却する度合いが大きいとは一概にはいえないように思われるからである。

●—注

- 1) なお、裁判例と審判例が混在しているのは、従来、民法910条による価額支払請求が訴訟事項であるのか審判事項であるのかについても見解の対立があることによるものである。もっとも、この点については、最二小判平28・2・26（民集70巻2号195頁）が管轄の点を問題とすることなく判断を示しており、そのことによって最高裁は黙示的に訴訟事項説に立つことを宣言したと評価されている（畑佳秀「判解」曹時69巻2号385頁）。
- 2) 谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2)』（有斐閣、2013年）437頁。川井が控除説として挙げているのは、我妻栄『改正親族・相続法解説』（日本評論社、1949年）167頁、我妻栄＝立石芳枝『親族法・相続法』（日本評論新社、1952年）454頁、中川善之助監修『註解相続法』（法文社、1951年）148頁〔島津一郎〕、中川善之助編『註釋相続法(上)』（有斐閣、1954年）213頁〔加藤一郎〕である。
- 3) 前掲注2) 中川編『注釈相続法(上)』213頁〔加藤一郎〕。
- 4) 潮見佳男編『新注釈民法(19)相続(1)』（有斐閣、2019年）458頁。副田が非控除説として挙げているのは、松原正明『全訂判例先例相続法Ⅱ』（日本加除出版、2006年）513頁、北野俊光＝梶村太市編『家事・人訴事件の理論と実務〔第2版〕』（民事法研究会、2013年）220頁〔高橋光雄〕、前掲注2) 谷口＝久貴編『新版注釈民法(27)相続(2)』437頁〔川井〕、中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）332頁である。
- 5) 周知のとおり、最大決平28・12・19民集70巻8号2121頁は預金債権に焦点を絞った法律構成を提示しているのであって、その構成は必ずしも金銭債権全般に一般化できるものではない。
- 6) 東京高判平29・2・22判タ1446号99頁。

成城大学教授 川 淳一